

一般社団法人日本法中毒学会定款施行細則

第1章 総則

第1条 この細則は定款第3条の目的を達成するため、定款に必要な事項を規定し、円滑な法人運営を推進することを目的とする。

第2章 会員

第2条 本法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員：本法人の目的に賛同し、所定の手続きをした個人
- (2) 学生会員：本法人の目的に賛同し、所定の手続きをした学生又は大学院生
- (3) 名誉会員：施行細則第7条、第8条により、本法人から名誉会員の称号を贈られた者
- (4) 賛助会員：本法人の目的に賛同し、かつその事業を後援する団体又は個人
- (5) 特別賛助会員：本法人の目的に賛同し、かつその事業を特別に後援する団体

第3条 本法人の正会員、学生会員、賛助会員又は特別賛助会員になろうとする者は、会員の推薦により、所定の入会申込書に必要事項を記載し、その年度の会費を添えて本法人事務局に提出しなければならない。

第3章 社員（評議員）の選出

第4条 社員（評議員）は、継続して会員歴が3年以上ある正会員の中から、社員（評議員）により推薦され、社員総会（評議員会）の議決を経て選出される。ただし、法人理事会が認めた場合はこの限りでない。

2 社員（評議員）の定数は、正会員数の3分の1以内の割合により算定した数とする。

第5条 社員（評議員）の推薦に際して、理事長が指定する期日までに下記の書類を法人理事長宛に提出するものとする。

- (1) 推薦人の署名または記名押印がなされた所定の申請書
- (2) 研究業績一覧表

第6条 社員（評議員）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の

- うち、最終のものに関する定時社員総会（評議員会）の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 社員（評議員）が欠けた場合又は社員（評議員）の員数を欠くこととなる場合に備えて補欠の社員（評議員）を選任することができる。補欠の社員（評議員）の任期は、任期の満了前に退任した社員（評議員）の任期の満了するときまでとする。
 - 3 ただし、続けて3年間、委任なしで社員総会（評議員会）を欠席の場合には、社員（評議員）の資格を失するものとする。

第4章 名誉会員

第7条 名誉会員を推薦するときは、理事長が指定した期日までに、推薦者による推薦書及び被推薦者の履歴書（本人の署名による）を本法人事務局に提出するものとする。

第8条 名誉会員として推薦する基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本法人理事、監事、各種委員会委員長などを務め、本法人の進歩発展に寄与した者
- (2) 学術集会（年会）会長経験者
- (3) その他、本法人の進歩発展に著しく貢献した者

第9条 名誉会員は、会費および学術集会（年会）参加費が免除される。

第10条 名誉会員は、社員総会（評議員会）に出席して、意見を述べることが出来る。ただし、議決には加わらない。

第5章 賛助会員

第11条 賛助会員の機関は会誌の購読、学術集会（年会）への参加登録において正会員と同等の資格を有する。ただし、会員としての学術集会（年会）への参加は1名のみとする。

- 2 特別賛助会員は賛助会員と同等の資格を有する。本法人はその特別の貢献に対し、当該会員が作成した画像（団体名を表すロゴタイプなどで構成され、広報委員会が承認したものに限る）にリンクを付して本法人ホームページに掲載する。

第6章 会費

第12条 本法人の会費は前納制とし、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、年額7,000円とする。
- (2) 学生会員は、年額3,000円とする。
- (3) 社員（評議員）は、年額10,000円とする。
- (4) 賛助会員は、年額1口以上（1口20,000円）とする。
- (5) 特別賛助会員は、年額50,000円とする。
- (6) TIAFT会員は各自で直接TIAFTに会費を納めなければならない。

第13条 既納の会費は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第14条 第12条に定める会費は、全て法人会計に繰り入れ、法人運営に使用するものとする。

第7章 役員（理事、監事）の選任

第15条 理事は法医学分野、薬学分野、警察分野及びその他の分野から地域、年齢を考慮して選出する。

第16条 理事及び監事は、改選年度の4月1日時点で65歳未満の社員（評議員）の中から書面による投票（電磁的方法を含む）によって推薦し、得票上位者からその相当数を社員総会（評議員会）の決議によって選任する。

第17条 各分野の理事数は被選挙権のある社員（評議員）の割合で定める。

- 2 得票同数の場合は会員歴の長い候補を当選者とする。
- 3 会員歴が同じ場合は、年長者を当選者とする。
- 4 また改選年度の4月1日時点で65歳未満であっても、すでに所属する機関の定年退職日を迎える、法中毒学領域での活動が困難な場合は被選挙権を有しない。
- 5 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第18条 理事長は、理事会において選出され、社員総会（評議員会）の承認を経るものとする。

- 3 副理事長は、理事長が理事の中からこれを指名し、理事会及び社員総会（評議員会）で承認された者とする。
- 4 理事長は必要に応じて社員（評議員）の中から特任理事を指名できる。ただし、特任理事は理事会の議決に加わることができない。また、任期はいずれも理事長の任期と同じとする。

第19条 監事の任期は4年とし、理事との兼任は認めない。ただし、再任を

妨げない。

第8章 学術集会（年会）

第20条 本法人は、学術集会（年会）を原則毎年6～9月間に開催する。

第21条 学術集会（年会）会長は、その年次の学術集会（年会）を主宰する。

- 2 学術集会（年会）会長は、理事会で選出し、社員総会（評議員会）で承認されるものとする。
- 3 任期は、前期学術集会（年会）終了時から始まり、主宰学術集会（年会）終了時までとする。
- 4 学術集会会長は年会終了後、担当年会の概要と収支決算を理事会、社員総会（評議員会）で報告する。

第22条 学術集会（年会）における研究発表の発表者は、特別な場合を除き正会員または学生会員に限る。

第23条 学術集会（年会）における参加者は、所定の参加費を納めるものとする。

- 2 学術集会（年会）における収支会計は、法人会計に報告し繰り入れるものとする。

第9章 学会賞

第24条 本学会賞は、本法人の会員であって、法中毒学の発展に関し顕著な貢献のあった者に授与する。

第25条 選考は、これを理事会において行う。

第26条 表彰は、本法人の会員集会において、理事長から賞状の授与をもつてこれを行う。

第10章 吉村賞(学術奨励賞)

第27条 本賞は法中毒学研究での優れた成果や本法人への貢献度と共に、今後の更なる研究発展が期待される者に授与する。

第28条 推薦者は、本法人の正会員とする。

第29条 被推薦者（自薦も可）は、募集締め切りの時点で5年以上継続して本法人の正会員であり、50歳以下（受賞年3月31日現在）の研究者とす

る。

第30条 研究業績の一部または全部が、日本法中毒学会もしくはTIAFT主催の学術集会、シンポジウム、招待講演等において発表されたもの、かつ「Forensic Toxicology」誌に筆頭著者として掲載されたものとする。

第31条 被推薦者は、下記の書類を顕彰委員会委員長に送付するものとする。

- (1) 所定の申請書
- (2) 研究業績一覧表
- (3) 推薦理由書 (A4版用紙、縦置、横書で2,000字以内)
- (4) 本人による「研究概要と研究の発展性、将来性について」の記述書
(A4版用紙、縦置、横書で2,000字以内)
- (5) 推荐研究業績に関する論文2報以上5報以内 (学会誌・学術雑誌の原著論文で、Proceedingsは除く)
- (6) 日本法中毒学会もしくはTIAFT主催の学術集会 (シンポジウム、招待講演等を含む) で発表した講演の要旨2報以上5報以内

第32条 提出書類は全てPDF化し、電磁的媒体で提出するとともに(1)については書面で提出するものとする。

第33条 審査は、第31条により提出された資料をもって理事会で行い、被推薦者の中より毎年原則として2名以内を表彰する。

第34条 選考は、これを理事会において行う。

第35条 表彰は、本法人の会員集会において、理事長から賞状及び副賞の授与をもってこれを行う。

第36条 副賞は、5万円とする。

第11章 ブランデンベルガー・松本賞(TIAFT参加支援)

第37条 受賞人数は毎年1~2名程度とし、賞金として一人10万円を支給する。

第38条 応募資格は、日本法中毒学会及び国際法中毒学会 (TIAFT) の会員で、その年のTIAFT年会に参加し、更に発表するもの。

第39条 応募者は所定の応募用紙とその年度のTIAFTでの発表予定要旨 (英文) 、法中毒学研究に関する論文5報以内の目録を締め切り日までに顕彰委員会委員長に提出するものとする。

第40条 選考は、これを理事会において行う。ただし、選出後、TIAFT年会

での発表が困難になった場合は、速やかに返却すること。

第12章 補則

第41条 この施行細則に関し必要な規程は、理事会および社員総会（評議員会）の議を経て、その都度別にこれを定める。

第42条 この施行細則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会（評議員会）の承認を受けなければならない。

附則

- 1 この施行細則は、令和3年7月5日制定し施行する。
- 2 この変更施行細則は、令和4年6月25日から施行する。